

資料 1

令和 7 年国民健康・栄養調査について

保 健 所 管 理 課
(健康栄養グループ)

1 趣旨 (概要)

厚生労働省から指定された地区の住民に対し、身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査を実施します。

2 目的

本調査は健康増進法第 10 条に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施します。

3 事業内容

(1) 対象者

2025 年国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出した世帯及び当該世帯の世帯員

※該当区には後日通知します。

(2) 時期 (期間)

令和 7 年 11 月

(3) 調査項目

ア 身体状況調査

- (ア) 身長、体重 (満 1 歳以上)
- (イ) 腹囲 (満 20 歳以上)
- (ウ) 血圧 (満 20 歳以上)
- (エ) 血液検査 (満 20 歳以上)
- (オ) 問診【服薬状況、運動】 (満 20 歳以上)

イ 栄養摂取状況調査

- (ア) 各世帯員の 1 日の栄養摂取量 (満 1 歳以上)
- (イ) 1 日の身体活動量【歩数】 (満 20 歳以上)

ウ 生活習慣調査 (満 20 歳以上)

(4) 区保健福祉センターでの業務

別紙のとおり

※令和 6 年の調査に準じて作成しており、変更になる場合があります。

令和7年6月2日現在（別紙）

月	厚生労働省	保健所管理課	保健福祉センター
6	調査地区内定通知	調査地区内定通知の送付 調査地区の確認依頼 調査地区の把握・報告	調査地区を現地確認・報告
7		調査世帯確認名簿の作成依頼 調査日時・身体状況調査会場の決定依頼	住民基本台帳を閲覧後、 調査世帯確認名簿を作成・報告 日時・会場を決定・報告
8	調査地区指定通知	調査地区指定通知の送付 非常勤嘱託職員（栄養士・看護師）公募	
9		身体状況調査会場が病院又は診療所（保健福祉センター含む）以外の場合、 医療法に基づく手続を依頼 保健所保健医療対策課で受理 調査班の編成依頼 調査員証の作成準備（10月上旬発行予定）	医療法に基づく手続を実施し 保健所保健医療対策課に届出 調査地区（地域振興会役員等）に 対する説明・協力依頼 医師を班長とし、栄養士・保健師・事務職員等で調査班を編成し、報告
		保健福祉センター等への説明会開催	
10	調査票・必携等送付	非常勤嘱託職員（栄養士・看護師）採用手続 調査票・必携等送付 調査員証を作成・送付 関係物品を購入・送付 調査世帯主あての 指定通知書を作成・送付	非常勤嘱託職員（栄養士・看護師） 決定通知 調査員証を携帯し、 指定通知書、調査票、関係物品を 持参のうえ 調査世帯に対する説明・依頼
11			本調査 ・身体状況調査 ・栄養摂取状況調査 ・生活習慣調査
12		調査票を確認・提出	調査票を整理・確認・送付 血液検査結果を返却し、 必要に応じて対象者に説明（訪問等）
1 （下旬）		栄養摂取状況調査個人別結果表 を作成・送付	栄養摂取状況調査結果を調査 対象者に返却・説明（訪問等）

(参考)

健康増進法

第三章 国民健康・栄養調査等

(国民健康・栄養調査の実施)

第十条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

(調査世帯)

第十一条 国民健康・栄養調査の対象の選定は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによって行う。

2 前項の規定により指定された調査世帯に属する者は、国民健康・栄養調査の実施に協力しなければならない。

(国民健康・栄養調査員)

第十二条 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、国民健康・栄養調査員に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。